

# 船員行政デジタル化への対応状況等

---

令和6年3月22日  
国土交通省海事局

## 船員行政のデジタル化の方向性 (第161回船員部会)

 窓口への出頭を前提としない  
仕組みへの変更

 船員以外の者が申請等を行える  
仕組みへの変更

 関連する手続全体としての  
BPR※の実施

※ BPR:行政手続の整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築

## 令和7年末までの船員行政手続のデジタル化の実現に向け取組を実施

## &lt;現在の船員行政のデジタル化に向けた主な取組への対応状況&gt;

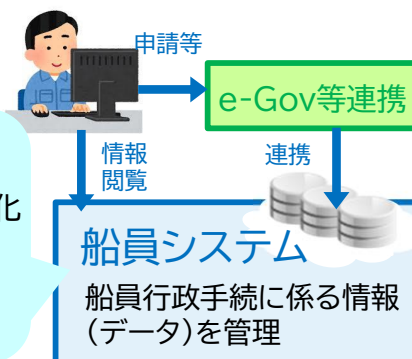
## 船員システムの整備

雇入契約成立の届出をはじめとする船員行政手続のデジタル化を図るためのデータベースシステムを構築

## 《船員システム(イメージ)》

## 【主な機能等】

- ✓ e-Gov等を利用した手続のオンライン化
- ✓ 船員カード、資格証書等の発行
- ✓ 各種報告等データの集計・結果の出力
- ✓ 船員等によるウェブでの情報閲覧 等



⇒ システムについて、設計・開発に向けた基礎調査を実施し、仕様等について検討中

反映

## 手続のBPRの実施

船員行政手続のデジタル化を見据えた各手続のBPRを実施

⇒ 各手続について順次BPRの検討を実施中

反映

## 関係法令等の整備

船員行政手続のデジタル化及びBPRの実施に必要な法令等の整備を実施

⇒ BPRの結果等を踏まえ、法令の改正事項等を検討

反映

# 船員手帳のカード化・デジタル化

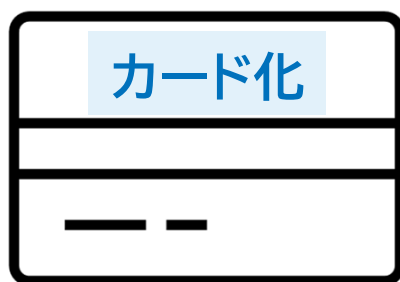
- ✓ 現行、船員手帳に記載されている情報の管理は当該船員手帳の保有者である船員個人が実施。
- ✓ 船員手帳のカード化に際しては、行政手続きのオンライン完結を推進するため、券面記載事項以外についてはデジタル化を図り、ウェブ上での表示とする予定。この実現にはデジタル化する情報を国が管理することが必要不可欠。
- ✓ 情報の一義的な保有者が船員個人から国に変更されることを踏まえた整理を行うことが必要。

## 情報網羅型からアクセスキーへ

現  
行

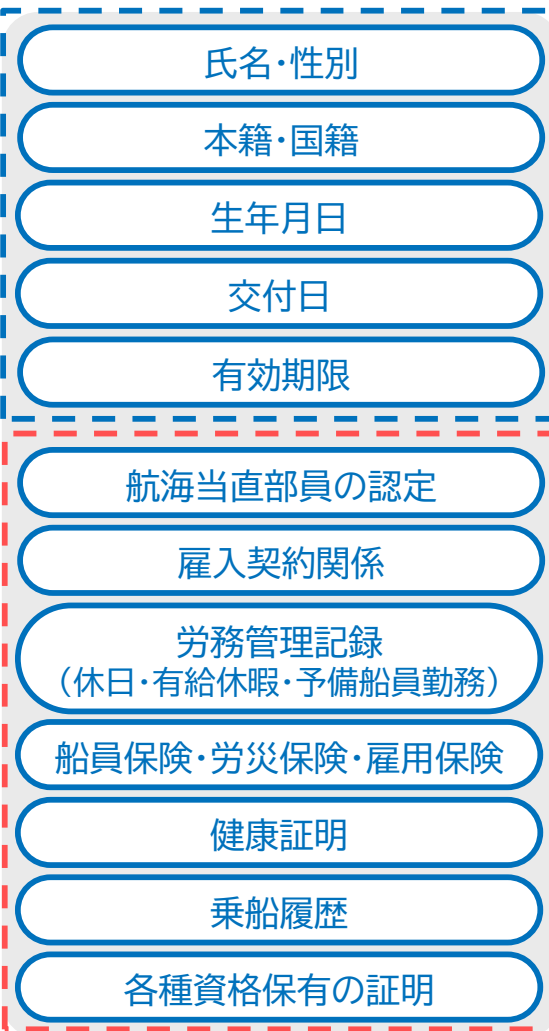


見  
直  
し



カード化により、船員手帳はあくまで情報へのアクセスキーとしての役割に特化。これにより、船員行政手続において出頭が必要となる場面を徹底的に削減。

## 船員手帳情報のデジタル化



船員手帳は、STCW条約(※)に基づき、船員として必要な能力を有することを証明するため、海外港への入港時においても提示が必要

(※)STCW条約:船員の資格に関する国際基準を定める国際条約

**券面記載必須事項を精査の上、券面記載事項を決定**

船員手帳記載情報のうち、国で管理すべき情報を電子化するとともに、券面に電子化した情報にアクセスするためのキー(二次元バーコード等)を導入

**入港時には、モバイル端末等により電子化された情報にアクセスし、必要な情報を提示することを検討**

※ILO(国際労働機関)において船員手帳をカード化する際の要件が定められていることを踏まえた検討が必要

# 船員手帳のカード化 ～券面記載事項～

- ✓ 船員行政手続のデジタル化に当たり、船員手帳をカード化。
- ✓ カード化の船員手帳には、船員の氏名、本籍、生年月日等の基本情報を掲載し、それら以外の現行の船員手帳の記載情報のうち、国で管理すべき情報については電子化し、ウェブ上での表示を可能とする方向で検討。

## 船員手帳のカード化後の券面(イメージ)


(表面) 横8.6cm×縦5.4cm (自動車運転免許証と同じサイズ)

船員カード  
MARINER'S CARD

出入国時の本人身分証明: 不可  
(Not valid as a Seafarer's national identity document)

不出頭者(外国人など)については、左のように、出入国における本人の身分を証明するものではない旨を明記。



氏名 Name (Former surname)	国土(運輸) 太郎 Kokudo(Unyu) Taro	男 male
本籍 Nationality	東京都 Japan	
生年月日 Date of birth	1981年11月3日 Nov.3,1981	
交付日 Issued on	2024年2月25日 Jan.25,2024	
有効期間 Valid until	2034年2月24日 Jan.24,2034	

FAL条約における船員手帳の記載事項など、希望者の追加的な事項を証明するための記載欄を設置。

船員番号  
XXXXXXXXXXXX  
カード番号 03

二次元  
バー  
コード

国土交通大臣  
Minister of Land,Infrastructure  
Transport and Tourism Japan 印,

(裏面)

この船員証は、交付したときから10年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過した場合には、その航海が終了するまで、なお有効とする。  
日本の国内法令に基づき、氏名に( )で旧姓を記載することが認められている。

### 【船員証受有者への注意事項】

船員は、必ず船員カードをもたなければなりません。様々な手続に使用しますので、大切にしてください。  
船に乗っている間は船長に保管してもらい、船から下りるときに返してもらってください。

様々な船員行政手続で使用できる船員番号とカード番号を印字

二次元バーコードをスマホやタブレットで読み込み、表示された画面でパスワードを入力すると、船員の保有資格、雇入契約等の情報を表示

# 船員手帳のデジタル化 ～電磁的に国で記録する情報～

- ✓ 現行、船員手帳に記載されている情報の管理は当該船員手帳の保有者である船員個人が実施。
- ✓ 船員手帳のカード化に際しては、行政手続きのオンライン完結を推進するため、券面記載事項以外についてはデジタル化を図り、ウェブ上での表示とする予定。この実現にはデジタル化する情報を国が管理することが必要不可欠。
- ✓ このため、船員等の利便性とPSC対応等を考慮しつつ、船員手帳記載事項のうち国において管理すべき情報と民間・個人において管理していただく情報の整理が必要。

船員手帳掲載情報等		船員システムでの管理の要否※1	PSCでの確認で必要となり得るもの	備考
手帳情報	船員手帳番号、交付日、有効期間、身分証明の有無	◎	✓	船員カード(仮称)の券面に記載
船員情報	船員の写真、氏名、性別、本籍、国籍、生年月日	◎	✓	船員カード(仮称)の券面に記載
雇入契約情報	雇入、更新、変更、雇止	○	(雇入契約書の写しで確認)	海技資格等に係る乗船履歴の確認事務の簡素化等の観点から、船員カード(仮称)発行後の情報を管理
労務管理情報	休日、有休休暇	×	(労務管理記録簿で確認)	労務管理記録簿による管理に一元化 ※船員には船員法§67②に基づき記録簿の写しを交付
	予備船員勤務	×	—	労務管理記録簿による管理に一元化 ※船員には船員法§67②に基づき記録簿の写しを交付
保険情報	船員保険、労災保険、雇用保険	○	—	厚生労働省又は協会けんぽとの情報連携により各種保険の加入状況を確認する方法の確立を検討
健康証明情報	各検査項目の結果、船員・医師の署名等	×	✓	国による管理の対象外 ※機微な情報(要配慮個人情報)であるため
	判定結果、判定年月日、有効期間	○	✓	PSCにおいて必要不可欠な情報に絞り込んで管理
海技資格等履歴情報	海技免状等の資格証明書の種類・番号、講習等名称・修了年月日	×	(海技免状等で確認)	海技資格システムとの情報連携により船員情報と海技免状の資格情報を将来的に紐付け。紐付け後、ウェブ上の表示を可能とする方法の確立を検討。
船員法関係資格情報	航海当直部員の認定等※2	◎	✓	電子化し、ウェブ上での表示に切替え ※STCW条約上、国での登録簿の保持が必要

※1 「◎」:条約上の取扱いの観点等踏まえ国において管理が必要な情報 「○」:船員等の利便性を考慮し管理する情報 「×」:船員システムでは管理しない情報

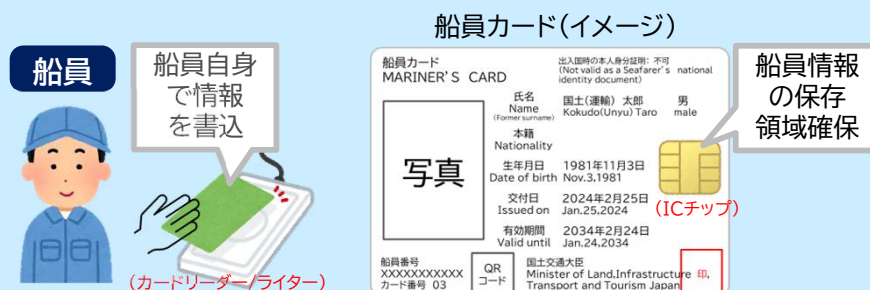
※2 航海当直部員の認定、危険物等取扱責任者の認定、特定海域運航責任者の認定、船舶料理士資格証明書、衛生管理者適任証書、担当者適任証書、消火作業指揮者適任証書、救命艇手適任証書等に関する情報(現行の船員手帳に証印・貼付け等しているもの)

- ✓ 船員手帳のデジタル化に伴い、券面記載情報以外の国で管理すべき情報を電子化し、ウェブ上での表示を可能とする予定であるところ、現在の船員手帳に記載された情報のうち、現状、船員個人や民間で管理されている情報すべてを国で管理することは困難。
- ✓ 一方で、船員手帳のデジタル化が船員等の利便性低下につながるようなことがないよう、必要な対応を取ることが必要。
- ✓ このため、船員手帳のデジタル化に合わせて、国が管理する情報と船員個人や民間で管理されている情報について、船員自身による管理の下、一元化を図れる方策の検討が必要。

## 船員手帳記載事項の一覧性確保のための方策(例)

### 案1 船員カードにICチップを搭載し情報を保存

- ✓ 船員カードにICチップを搭載し、その保存領域に船員個人が必要な情報を保存する。

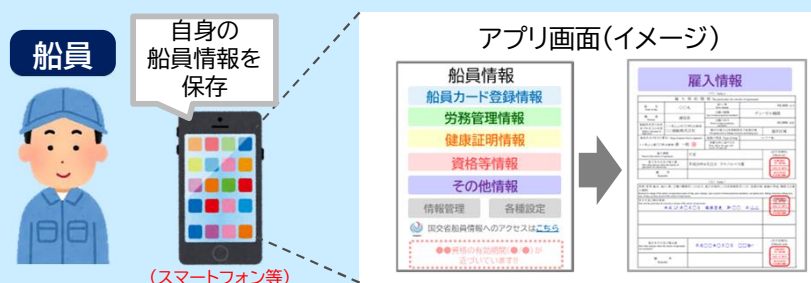


#### (留意点等)

- ICチップの保存内容の読み取り・情報の書き込みのための機器(リーダー等)や情報を表示するためのアプリ等が必要
  - ICチップ搭載によりカードの単価が上がるとともに、ICチップへの書き込みと券面への印字に対応したプリンターの用意等が必要。このため、ランニングコストの増加が必至
  - 保存容量が小さく(※)、今後の拡張性は大きく期待することが困難
- ※一般的に2KB～1MB(パスポートサイズの写真が300KB程度)

### 案2 船員情報管理用のアプリを開発

- ✓ 船員個人のスマートフォンやタブレットに保存した船員情報を簡便に閲覧等できる船員情報管理用アプリを開発する。



#### (留意点等)

- 開発コストだけでなく運用コストも必要となることを考慮し、アプリ設計・開発の主体について検討することが必要
- 最近の例では母子健康手帳について、アプリの活用を検討中。国はアプリの仕様の検討等を実施し、民間においてアプリの開発・運用等を実施する予定

## 【参考】 船員情報の管理のためのアプリ(イメージ)

- ✓ 船員が、ご自身の船員関係情報を、スマートフォンやタブレット等のデバイスに保存し、それらの情報を簡便に表示(閲覧・提示等)できるアプリを開発。
- ✓ 船員手帳のカード化前の船員手帳で管理されていた乗船履歴(雇入契約関係)情報も写真撮影などにより電子ファイルで取り込めるようにし、その電子ファイルや印刷した書面を船員関係の事務に利用できるようにする。

### 船員アプリ(仮称)の画面(イメージ)



#### 船員カード登録情報

- ① 船員カードの二次元コードを読み取り、「船員カード登録情報」(PDF)を船員ご自身でダウンロード
- ② ダウンロードした「船員カード登録情報」(PDF)を船員ご自身でアプリ内に保存

#### 労務管理情報

- ① 船舶所有者が船員に対し、労務管理記録簿の写しをPDF等により交付
- ② 交付を受けた「労務管理記録簿の写し」(PDF等)を船員ご自身でアプリ内に保存

#### 健康証明情報

- ① 船舶所有者が船員に対し、健康証明書をPDF等により交付
- ② 交付を受けた「健康証明書」(PDF等)を船員ご自身でアプリ内に保存

#### 海技資格等情報

- 船員ご自身で海技資格等の資格情報をアプリ内で入力等を実施
  - ※ 将来的に海技資格システムとの情報連携により船員情報と海技免状の資格情報を将来的に紐付けができた場合には、船員カード登録情報に盛り込むことを検討

#### 乗船履歴情報

- 船員手帳で管理していた乗船履歴(雇入契約関係)情報を自身で写真撮影し、アプリ内に保存
  - ※ 将来的には、船員カード化後の乗船履歴情報もダウンロードし、アプリに保存できるようにすることも検討

## 今後のスケジュール(想定)

	船員部会	法令等整備	システム整備
令和5年		BPRの実施	設計・開発に向けた調査
令和6年	2月 BPRに関する委員からのご意見を踏まえた対応の方向性を説明	← 反映 →	設計・開発
	3月 船員手帳のカード化に関する委員からのご意見を踏まえた対応の方向性を説明		
	随時 システム整備の状況等、船員行政のデジタル化に係る動向の報告	改正事項等の検討	
令和7年	夏頃まで BPRに伴う関係法令等の改正案(デジタル化に合わせて実施するもの)の諮問	夏頃 関係法令等の改正	↓
	秋頃まで 船員行政のデジタル化の開始時期等を説明		
	冬頃 船員行政のデジタル化実施		

- ※ 上記時期は、目安。検討・調整の状況により、前後する場合がある。
- ※ 船員行政のデジタル化を実施する前に、デジタル化対応に係る周知・説明を丁寧に実施。
- ※ 令和8年以降も継続して、BPRやシステム改良に取り組む。